

下級裁判所裁判官指名諮問委員会福岡地域委員会（第51回）議事要旨
（福岡地域委員会庶務）

1 日時

平成30年3月6日（火） 14:00～14:58

2 場所

福岡高等裁判所小会議室

3 出席者

（委員）白石哲，新関輝夫，田邊宜克，野口郁子，堀嗣亜貴（敬称略。
五十音順）

（庶務）古賀総務課長，大跡総務課課長補佐

（説明者）安永事務局長

4 議題

(1) 福岡地域委員会地域委員長の選任について

(2) 平成30年10月に弁護士から裁判官への任官を希望する任命候補者に関する情報収集及び平成30年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

5 審議資料

160 2月28日付け裁判官指名候補者に係る名簿等の送付について
（通知）※添付省略

161 弁護士任官候補者の情報収集依頼文書（検察庁宛て）

162 弁護士任官候補者の情報収集依頼文書（裁判所宛て）

163 弁護士任官候補者の情報収集依頼文書（担当事件係属裁判所宛て）

164 弁護士任官候補者の情報提供の依頼文書（担当事件相手方弁護士宛て）

165 弁護士任官候補者の情報提供者の氏名等の提供依頼文書（候補

者本人宛て)

166 弁護士任官候補者の情報提供の依頼文書（実情をよく知る弁護士宛て)

167 裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について（依頼）
（検察庁宛て)

168 裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について（依頼）
（弁護士会宛て)

6 協議等

(1) 福岡地域委員会地域委員長の選任について

新関委員（委員長代理）の進行により、永松前地域委員長の退任に伴い、後任の福岡地域委員会地域委員長を下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則第16条1項により互選することとされた。

委員から、白石委員を委員長に推薦するとの意見が述べられ、全員一致で白石委員が委員長に選任された。

白石委員長は、同規則第16条2項で準用する同規則第8条3項に基づき、新関委員を委員長代理に指名した。

(2) 平成30年10月期の弁護士任官候補者及び同年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について、庶務から、審議資料160のとおり指名諮問委員会から指名候補者の情報収集を行い、その結果を6月13日（水）までに指名諮問委員会に送付するよう依頼があった旨説明を行った。

ア 弁護士任官候補者について

庶務から、弁護士任官候補者の情報収集方法の概要及び審議資料161から166までの依頼文書（案）について説明を行い、審議の結果、審議資料161から166のとおり、弁護士任官候補者の情報収集の依頼文書をそれぞれ発出することについて、了承された。

イ 再任（判事任命）候補者について

庶務から、再任（判事任命）候補者の情報収集方法の概要並びに審議資料 167 及び 168 の依頼文書案（案）について説明したところ、委員から次のとおり意見が述べられた。

- ・ 審議資料 168 の 1 ページ下から 6 行目に「裁判官の職権の独立に対する影響，プライバシーへの配慮，適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと，弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく，各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうよう会員に周知していただきたい，特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではない。」と記載されているが，取りまとめの一類型として段階評価式アンケートがあるという趣旨か。

これに対し庶務から、審議資料 168 の文案は、前回の依頼文書と同一であり、ご指摘の部分は指名諮問委員会からの通知文書において、指名諮問委員会の考え方を引き続き伝えるように記載された部分から引用したことが説明され、委員からは、

- ・ 「特に段階評価式アンケート」と記載している部分について、指名諮問委員会は、どのような趣旨で「特に」と記載しているのか。取りまとめの一類型として段階評価式アンケートがあるとしているように読めるが、福岡地域委員会に送付された段階評価式アンケートは、個々の弁護士が送付してきたものであり、取りまとめではない。
- ・ 指名諮問委員会がどのような趣旨で「特に段階評価式アンケート」と記載されているのかは分からないが、指名諮問委員会から引き続き伝えるように通知されているのであるから、指名諮問委員会の考え方を記載する必要はあるのではないか。

- ・ 指名諮問委員会の通知は、引き続き伝えるよう求める部分に意味があるのではないか。
- ・ 段階評価式アンケートが送付されないように、念のために現在の記載を維持する必要はあるのではないか。

との意見があり、審議の結果、審議資料167及び168の依頼文書（案）を、各検察庁及び各弁護士会宛に送付して情報提供を依頼することが了承された。

7 報告事項

庶務から、次のとおり報告された。

昨年12月1日及び12月18日、指名諮問委員会において審議が行われ、最高裁判所に対し、次のとおり答申された。

- (1) 判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者関係
判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者関係については、154人について審議が行われ、153人については指名適当、1名については指名不適当との答申になった。
- (2) 弁護士任官候補者関係
弁護士任官候補者については、2人について審議が行われ、1人については指名適当、1人については指名不適当との答申になった。
- (3) 平成30年1月の新任判事補任官候補者関係
新任判事補任官候補者については、任官希望を提出した65人について審議が行われ、いずれも指名適当との答申になった。

8 次回期日

次回の福岡地域委員会（第52回）の期日が、次のとおり指定された。

6月5日（火）午前11時00分